

一般社団法人 長野市薬剤師会役員選挙規程

平成24年5月30日制定

平成25年4月 1日施行

平成25年5月15日一部改定

平成26年3月28日一部改定

平成29年2月22日一部改定

令和 3年7月 7日一部改定

(趣旨)

第1条 本規程は、定款第24条により定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙が公正かつ適切に行われるために選挙管理委員会を設置する。

第3条 選挙管理委員会は選挙管理事務一切を行う。

第4条 選挙管理委員会は、3名の委員をもって構成される。

2 選挙管理委員は、会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 選挙管理委員は、候補者及び推薦人にはなれない。

4 選挙管理委員長は、委員の互選による。

5 選挙管理委員の任期は、委嘱後から改選期定時総会までとする。但し、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(選挙の告示受付)

第5条 選挙管理委員長は、総会30日前までに選挙告示を行う。

2 選挙管理委員会は、告示日から選挙期日14日前の午後3時まで立候補者の受付を行う。

3 受付を受理された候補者の候補者名は、受付順に薬剤師会事務所に推薦者名を添えて掲示する。

(理事、監事の選挙の方法)

第6条 選挙は総会出席者を有権者とする。選挙権の行使は理由の如何を問わず委任を認めない。

2 投票は1人1票の無記名による連記記号式投票とする。

3 連記記号式投票は、候補者全員の氏名が記載された投票用紙の記入欄に、定数以内の○印を記入するものとする。

4 ○印の数を得票数とする。但し、定数を超過して○印を記入したものは無効票とする。

5 理事、監事候補者が定数及び定数に満たない場合は、投票による選挙は行わないものとする。

(役員定数)

第7条 定款第23条に規定する本会の理事は10人以上17人以内とする。

(立候補)

第8条 理事、監事に立候補するものは正会員でなければならない。

- 2 理事、監事に立候補する者は正会員5名以上の推薦を必要とする。
- 3 立候補者は理事と監事の両方の候補者にはなれない。また推薦人にもなれない。
- 4 推薦人は、複数の候補者の推薦人になれない。また候補者にもなれない。ただし理事及び監事の両方の推薦人となれる。
- 5 候補者であることを辞退しようとするときは、総会の前日の正午までに選挙管理委員長に文書で届出なければならない。

(所信表明)

第9条 総会の席上、理事、監事に立候補したものは、事前に選挙管理委員長に申し出ることによって、委員長の定める時間内において所信を述べる機会が与えられる。

(当選者の決定)

第10条 当選者は上位得票者順とする。定数枠目が得票同数の場合は抽選で当選を確定する。

- 2 理事、監事候補者が夫々定数及び定数に満たない場合は、総会出席者に信任を得て当選者とする。
- 3 信任の方法は、議長が総会に諮った方法による。

(会長、副会長の選任)

第11条 会長、副会長は選任された理事の中から会長1名、副会長2名を理事会で選定する。

- 2 選定された、会長1名、副会長2名の名簿は直近発行の「なが葉だより」に掲載し、会員へ報告する。

(役員補充)

第12条 役員任期中に欠員を生じた場合、その扱いについては理事会の決定による。

- 2 理事が定数の上限に達せず理事会が必要と認める場合、定数の範囲内で総会の議決により理事を追加することができる。

(実施要領)

第13条 本規程による選挙を支障なく実施するため、選挙管理委員会は実施要領を別に定める。

(本規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。